

令和 6 年 8 月教育委員会定例会議事録

1 日時 令和 6 年 8 月 8 日（木） 午後 1 時 30 分から

2 場所 鈴鹿市役所 本館 11 階 教育委員会室

3 出席 教育長 （廣田隆延）
教育委員会委員（下古谷博司、笠井智佳、松嶋康博、服部直美）

4 議場に出席した職員

教育委員会事務局教育次長（伊川歩）、教育委員会事務局参事（西村佳代子）、参事兼教育総務課長（鈴木明）、参事兼教育政策課長（白木敏弘）、学校教育課長（藤見忠）、教育指導課長（上田由実子）、教育支援課長（鈴木康仁）、子ども政策課長（長尾哲）、書記（木葉健介）、書記（久住孝大）

5 議事

- （1）令和 7 年度使用中学校用教科用図書の採択について（教育指導課）
- （2）令和 6 年度鈴鹿市教育費第 2 号補正予算案について（関係各課）
- （3）鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について（学校教育課）

6 報告事項

- （1）学校再編準備委員会の進捗状況について（教育政策課）
- （2）令和 8 年度以降の休日の学校部活動の在り方について（教育指導課）
- （3）令和 6 年度鈴鹿市立幼稚園の修了証書授与式及び鈴鹿市立小中学校の卒業証書授与式について（教育指導課）
- （4）鈴鹿市子ども条例（仮称）の制定について（子ども政策課）

7 その他

- （1）令和 6 年 9 月教育委員会定例会の開催について

8 傍聴人 10 名

（教育長）皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和 6 年 8 月教育委員会定例会を開催します。本日の議事録署名委員は、松嶋委員にお願いいたします。

（教育長）それでは、議事に入ります。議案第 2145 号「令和 7 年度使用中学校用教科用図書

の採択について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、令和7年度使用中学校用教科用図書を採択するについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(教育指導課長) それでは、私からは議案第2145号「令和7年度使用中学校用教科用図書の採択」につきまして、御説明申し上げます。2ページを御覧ください。令和7年度に使用する中学校用教科用図書の採択につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」により、県教育委員会の指導・助言を受けながら、鈴鹿市、亀山市の2市で三重県北勢第3地区教科用図書採択協議会を組織して進めてまいりました。先日8月1日に第2回採択協議会において、各教育委員会に推薦する教科書が選定されましたので、提案させていただきます。委員の皆様の上には、三重県教育委員会が作成した「令和7年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料」(別冊1)及び三重県北勢第3地区教科用図書採択協議会調査員が作成した「令和7年度使用中学校用教科用図書選定に関する調査報告」(別冊2)を置かせていただきました。別冊2は、調査員会を開催し、教科書の調査を入念に行うとともに、教科書展示会でいただいた御意見も参考に協議を重ねまとめたものです。報告書は、全ての教科書を調査した上で、推薦する図書を含めた2社をAグループ、それ以外をBグループとしています。Bグループ内での順序はつけておりませんので、記載順は適宜としております。良い点は白丸、気になる点は黒丸、それ以外は黒点で記載しています。それでは、教科ごとに順に推薦する教科用図書及びその推薦理由を説明及び質疑の時間を設けさせていただきます。併せて、該当の教科書も御覧ください。

国語につきましては、「光村図書出版」を推薦いたします。3年6ページを御覧ください。主な理由は、学習の見通しが持てるよう見開き1ページでわかりやすく図示されており、どのような資質・能力を身に付けるか、また、他教科との関連も示されています。3年26ページを御覧ください。学習の流れを示すページにおいては、国語では、一般的な縦書きから目線を変えることで子どもたちへの意識づけがなされるのではないかと考えられます。どのように学ぶかを示すだけでなく、レイアウトの良さにおいても学びをサポートしています。古典においては、漢詩に丁寧な解釈が文章で掲載されています。3年150ページを御覧ください。和歌においては唯一、歌の意味が付けられており、子どもたちの学びや意欲を途切れさせない工夫がされています。最後に、1年「大人になれなかった弟たちに・・・」、2年「字のない葉書」、3年「握手」など、世代を超えて親しまれてきた教材が多く、文学作品が充実していることも、言語活動の充実につながると考えられます。

書写は、「光村図書出版」を推薦いたします。主な理由として、生徒にとって手本がわかりやすく、興味・関心を感じる教材であるとともに、学習の見通しを立てたり、振り返りを

したりするための工夫や、視聴覚教材や端末の活用など、学習の充実を図るための工夫がなされていました。各単元の冒頭で、生徒が考えたり、文字について話し合ったりする活動を位置付け、相互比較するなど、主体的・対話的で深い学びの実現が図られるような工夫がされています。

社会の地理分野は「帝国書院」を推薦いたします。主な理由として、1つの資料から様々な情報を読み取ることができる最適な資料を用いていることです。また、199ページを御覧ください。三重県を含む近畿地方に関する単元では、京都や琵琶湖の水問題など、この地域の生徒がより身近に感じられる内容が充実しています。社会の歴史分野は「東京書籍」を推薦いたします。主な理由としては、生徒が思考を働かせながら、資料を読み取り、地図と関連付けて史実を確認できるよう工夫がなされていることが挙げられます。例として、朱印状から「あんなん」を読み取り、地図で確認し、当時の朱印船貿易の様子を確認できる内容になっています。187ページを御覧ください。日清戦争に関して2つの資料を比べながら、何に注目するのか具体的な質問をしています。140ページを御覧ください、単元のまとめにおいて、自分の言葉で資料を参考にして書く活動が豊富なことは、生徒が主体的に学習できる工夫といえます。最後に、すべての資料の背景に薄く色が付けられ、本文との区別ができ、見やすい工夫もされています。社会の公民分野は「東京書籍」を推薦いたします。主な理由としては、公民で学習する抽象的な用語について具体的な例や資料を用いてわかりやすく説明されています。また、46ページを御覧ください。文章の表現について生徒に理解しやすい簡潔な表現になっています。さらにタブレット学習を想定した二次元コードの掲載などが挙げられます。さらに、155ページを御覧ください。市場価格の決定について、図表などを使つての読み取りが、より事実在即したものになっているのも工夫の一つとして挙げられます。社会の地図は「帝国書院」を推薦いたします。主な理由として、生徒が主体的に学ぶことができたり、地理的事象に関する説明を論述させたりして、言語能力や論理的思考の育成に配慮した内容となっています。また、主題図や鳥瞰図など、授業で活用する資料が多く提示されています。

数学は、「新興出版社啓林館」を推薦いたします。主な理由としましては、1年28ページを御覧ください。重要な箇所に下線がひかれており、問題発見・解決における視点がわかりやすく示されています。1年53ページを御覧ください。ステップ方式で提示され、ステップ3において問題の数値や形状を変える等、新たな問題を設定し、考えを深める場面が設けられています。また、自分の考えを表現したり、他者との考えを共有したりする場面を設けており、特に、解き方の違いや解き方の意味を考える場面が多く設けられていて、生徒が協働的な学習を進められるようになっています。また、QRコンテンツを用いて、家庭などの学校外での学習のサポートにもなります。さらに、補充問題の内容もQRコンテンツに移行したため、ページ数や重さが約1割削減され、より生徒が教科書を使いやすくなっています。

理科は、「新興出版社啓林館」を推薦いたします。1年138ページを御覧ください。主な

理由として、探究の過程において、生徒に疑問を投げかけ、いくつかの予想から、新たな思考や方法を考えることが自然とできるように誘導しています。次に1年 141 ページを御覧ください。実験後は、答えを示したら終わりではなく、こういう結果ならどうするか、うまくいかなかったらどうするかと次のサイクルに発展させるような仕掛けがあるなど、生徒の思考を促すような工夫がされています。また、鈴鹿亀山の地域の生徒は、亀山でも大きな被害があったいわゆる三重県中部地震や南海トラフ地震を考えると、「地震・火山・地層」の順に学ばせたいという点や、三重県にゆかりのある「松尾芭蕉」のエピソードを取り上げている点など、生徒にとってより身近に感じられるようになっています。また、主体的・対話的で深い学びにつながる仕掛けも生徒が興味関心を持てるよう工夫されています。ダイナミックな写真やイラスト、その解説なども生徒の思考が拡散しないように配慮されており、1 ページ当たりの文字数や図表の配置バランスも適当と言え、デジタルコンテンツも充実しています。

音楽（一般）は、「教育芸術社」を推薦いたします。1年 26 ページを御覧ください。主な理由としては、視覚的な効果のみならず、豊富な資料を整え、考えるための視点を示すことで個人の活動でもグループ活動でも深い学びにつながるような工夫がなされています。また、巻頭ページにあるように生徒にとってメディアでよく目にする著名人の言葉や写真を掲載しており、これから音楽を学ぼうとする生徒にとっては、非常に身近に感じられ、興味関心も高まることが予想できます。また、多彩なジャンルで活躍する方から見た「音楽」に対する思いが掲載され、音楽に対する多様な見方や考え方に触れることができる内容となっていて、音楽体験の導入において、このような考えに感性を揺さぶられ、音楽の楽しさを味わおうとする心情を高めることにつながります。次に音楽（器楽演奏）についても、教育芸術社を推薦いたします。リコーダーやギターといった身近な楽器に加え、和楽器についても多数取り上げており、基礎的な奏法を無理なく身に付けていけるように、その掲載順序が工夫されています。10 ページを御覧ください。楽器の成り立ちや各部の名称、姿勢等、演奏に必要な事項が適切に配置されていますが、異なる角度での写真を示すことで、より分かりやすく姿勢を理解することができるだけでなく、自らの姿勢をチェックすることも可能になる点などの配慮もされています。また、合奏する場合の留意点も示されており、より実際の授業場面に即したものとなっています。

美術は、「光村図書出版」を推薦いたします。主な理由としましては、左ページから鑑賞で始まり、表現として発想・構想があり、友達の作品や作家作品の鑑賞へと進めるようになっていて、すべての単元が授業展開を意識した2 ページまたは4 ページで構成され、生徒が見通しをもって自主的に進められるように工夫されています。その中で、表現についての知識・技能と発想・構想については、あえて技能面を技術として取り出すことをせず、学習指導要領の目標1（「創造的に表す技能は、発想や構想に関する資質・能力と相互に関連しながら育成されていくもの」）を重要視し、表現の中に組み入れ、生徒が活動する中で、身に付けていくように考えられています。その他にも、他教科と関連付けた教材設定やより本物

に近く感じさせられる掲載の工夫がなされていることも加味しました。

保健体育は、「Gakken」を推薦いたします。45 ページを御覧ください。主な理由としては、周りの仲間とかかわりあいながら、協働的に学びを進めていく文章及び表現となっていることや、各時間の「エクササイズ」や「学びを生かす」を活用して、個人で考えるだけにとどまらず、周囲との対話を促す表現が多く使用されていることなどが挙げられます。多様な考えを交流し、考えを広げる授業づくりを進めていくうえで、対話を促す表現が多いことは重要な点と考えます。また、授業の1時間の主な流れとして、見開き1ページで示されており、「導入、めあてと課題、学習とまとめ、そしてふり返り」につなげる効果が期待でき、わかりやすい構成になっていることがあげられます。

技術・家庭（技術分野）は、「東京書籍」を推薦いたします。19 ページを御覧ください。主な理由としては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて重要とされる「見方・考え方」が各編ごとに明記され、生徒が様々な視点で学習に向かうことができるように工夫されています。また、地域・学校の実態に合わせて選べる内容・構成になっていることや探究できる内容、264 ページにあるように、個別最適な学びに関する項目が設けてあることなど、次世代を担う生徒が技術に興味を持ち、人の生き方に触れる資料が充実しています。また、42 ページを御覧ください。イラストや注意点が明解で作業工程がわかりやすく、イメージがつかみやすいことも、生徒にとっては、学習の手助けとなると考えます。技術・家庭（家庭分野）では、「東京書籍」を推薦いたします。技術分野とともに、家庭分野においても、各編ごとに「見方・考え方」が掲載されていることに加え、214 ページのように、SDGs（持続可能な開発目標）が明記され、その編の学習における「持続可能な世の中にするための章」が設けられていて現代社会で生活する上での課題がわかりやすく編集されています。また、68 ページにありますように、ユニバーサルデザインの関する記述について、左利き用の食品のおさえ方が示されています。さらに 82 ページのように食物アレルギーへの対応が警告マークで記載があることは、生徒の学びを喚起しやすい構成になっています。

英語は、「東京書籍」を推薦いたします。1 年 4 ページを御覧ください。活動目標とともに文法事項が並べられており、学習の見通しが立てやすくわかりやすい構成になっています。学習が進むと次第に、英語量や難易度も上がり、「Unit」の中で、基礎、応用が学べるようになっていきます。1 年生の途中から、Practice のコーナーがあり、各 Unit で基礎・基本が練習でき、スモールステップを踏んで、段階的に課題の難易度が上がる構成となっています。各 Unit のつながりがあり、Unit Activity でより実際に英語を「話す（やりとり）」の活動が入ることで、生徒たちが主体的に活動することができます。また、スモールトークの題材が Unit ごとに細かく用意されており、表現例も掲載されているので、授業で活用しやすく、表現の幅を広げる工夫がされています。

道徳は、「日本文教出版」を推薦いたします。主な理由の1つ目は、多様な教材やコラムを組み合わせ、「いじめ」や「よりよい社会のために」といった重点テーマが、ユニットとしてまとめられているところです。このようなユニット化により、一定期間に集中的に学

び、いじめについて自分たちの問題としてより深く、多面的・多角的に考え議論することで、内面的資質の育成を図り、「いじめ」の未然防止につながるような工夫がなされています。2つ目として、教材の内容項目についてより深く考え、他教科等でも横断的に活用できるよう工夫されています。SDG s の関連内容が全学年で取り上げられ、発達段階に応じて、系統立てた学習ができるよう工夫されています。2次元コードも掲載され、さらに主体的な学びにつながる工夫が見られます。その他、「道德ノート」を活用し、考えをまとめ記録していくことで、自らの成長を実感できたり、学びを深めるヒントとして、「シンキングツール」等を活用し豊かな対話が生まれたりする中で、より深く学べるように工夫されています。加えて、「考えてみよう」「自分に+1（プラスワン）」の2つに精選されており、段階を踏んで思考しやすく仲間との議論を通して、道德的判断力や実践意欲と態度の育成につながることを期待できます。説明は以上でございますが、採択に関する文書は、9月1日以降に公開のため、関係資料は審議後、回収させていただきます。以上、中学校用教科用図書の採択につきまして、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

（教育長）ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

（下古谷委員）美術だけ少し大きい教科書であるかと思いますが、大きさについて、大小の区別はあるのでしょうか。

（教育指導課長）大きさにつきましての議論もありましたが、その教科の特性や内容によって、これが適しているのではないかということで、できるだけ小さい方がという御意見もあるかと思うのですが、子どもたちにとって使いやすいものとして選ばせていただきました。

（下古谷委員）私は、美術クラブを担当しているので、パッと見たときに、美術は大きい方がわかりやすいのでいいと思いました。ただ、最近の傾向として小さくなる方向にあるのかなと思いましたので質問をさせていただきました。

（笠井委員）先ほどの下古谷委員の質問とも関連するのですが、2次元コードがついている教科書もたくさん見られまして、教科書の軽量化というのも少しお話があったと思うのですが、全体的に軽量化されているのか、教科によっては従来のものと同じ大きさ、重さなのかという住み分けがどうなっているのか、教えていただけましたらと思います。

（教育指導課長）教科に特化してということではなく、内容とどちらを選択するかということになります。

(笠井委員) 持ち運びをするときの重さというのは、全体的に軽量化されているという認識でよろしいのでしょうか。

(教育指導課長) 明らかに軽量化されているかいうと、それほど変わってないところがあります。

(下古谷委員) 笠井委員の質問に関連してなのですが、2次元QRコードがほとんどの教科書で載っていたのですが、技術・家庭においてはQRコードが少なく、技術・家庭であると動画を見てもらうと、より子どもたちにわかりやすいかなと思ったのですが、審査をするなかでQRコードを特に重んじるということはなかったのでしょうか。

(教育長) 教科書の右上にQRコードが載っています。

(下古谷委員) 右上にあるのですね。ありがとうございます。

(松嶋委員) 選考するにあたって、前回までの教科書とここが大きく変わってきたと選定者の皆さんが感じられたことはありますか。

(教育指導課長) 学習指導要領に改訂がありませんので、教科書の内容としては大きな変化はございません。

(松嶋委員) アクティブラーニングのところで、何か変化などありますでしょうか。

(教育指導課長) 教科によるのですが、探求の流れを明確にして、子どもたちが見通しを立てて学習しやすいようなページを掲載しているものが多くなっています。

(松嶋委員) 2点目の質問ですが、膨大な資料の中で選定するのは、非常に難しいことだと思いますが、比較した中で最終的にどちらかを採択するのかにおいて、各選定委員の皆さんが重要視されたポイントは、どのように感じられていますか。

(教育指導課長) どの教科も一番に考えているのが、子どもたちが見通しを立てて学習するのに、どのような流れが適しているか、子どもにとってわかりやすく表現されているのはどれかというところを、どの教科も第一に考えて選定していました。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りしま

す。議案第 2145 号「令和 7 年度使用中学校用教科用図書の採択について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2145 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2146 号「令和 6 年度鈴鹿市教育費第 2 号補正予算案について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた令和 6 年度鈴鹿市教育費第 2 号補正予算案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) 私からは「令和 6 年度鈴鹿市教育費第 2 号補正予算案」について、教育費全体を一括して説明申し上げ、その後、教育総務課、教育政策課、教育支援課の順で各所属から所管分に係る説明を申し上げます。

まず、第 2 号補正予算案につきましては、9 月市議会定例議会へ提案するために、予算編成過程としまして 7 月に各課にて見積書を作成し、財政課へ提出をしております。その後、予算要求内容について政策経営部長査定、副市長査定を経て今月上旬に最終、市長査定を受けたものでございます。議案書の 4 ページを御覧ください。「1 教育費補正額」でございますが、補正前の額は、84 億 6,948 万 2 千円でございます。今回の補正は、1 億 4,264 万 3 千円の増額をお願いするものでございまして、補正後の額は、86 億 1,212 万 5 千円となります。次に、財源内訳でございますが、「国・県支出金」は 225 万 7 千円の増額、「その他」財源は 1,053 万 2 千円の増額、「一般財源」につきましては 1 億 2,985 万 4 千円の増額でございます。補正予算案全体に関する説明は以上でございます。

次に、教育総務課所管分の項目について、説明いたします。「2 教育費補正額内訳」を御覧ください。(項) 保健体育費、(目) 学校給食費の「学校給食費管理費/食材調達費」1 億 1,269 万 5 千円でございます。学校給食費は、平成 30 年度に幼稚園・小学校で年額 46,200 円(月額換算 4,200 円)、中学校で 52,250 円(月額換算 4,750 円)に改定して以降、額は据え置きで運用してまいりました。昨今の物価高騰により、文部科学省が定める学校給食実施基準に見合った学校給食の提供が困難となっておりまことに、使用する食材の工夫を行いつつ、平成 30 年度に近い水準の給食を提供しようとする場合には、令和 6 年 6 月現在の消費者物価指数を基に算定しますと、幼稚園・小学校で年額 52,800 円(月額換算

4,800 円)、中学校で 59,400 円(月額換算 5,400 円)が必要となります。このため、購入する食材費といたしまして、令和 6 年度当初予算との差額計 1 億 1,269 万 5 千円を計上するものでございます。財源につきましては、園児、児童生徒の歳出増額分は、一般財源、いわゆる公費負担で措置し、今年度の保護者負担は、現状維持としたいと考えております。また、教職員分は、一般財源での措置ではなく、教職員本人の受益者負担としたいと考えており、相当額の 1 千 53 万 2 千円をその他財源として計上しております。教育総務課所管分についての説明は以上でございます。

(参事兼教育政策課長) 続きまして、教育政策課所管分について説明申し上げます。(項) 小学校費、(目) 学校管理費「施設管理費／維持修繕費」として工事請負費 2,941 万 2 千円を計上しております。この内訳といたしましては、桜島小学校屋根防水改修工事として 1,340 万円、玉垣小学校屋根防水改修工事として 700 万円、旭が丘小学校第一・第二音楽室空調機改修工事として 901 万 2 千円でございます。桜島小学校及び玉垣小学校は、屋上防水の劣化に伴い、アスファルト防水層が剥がれ、めくれ上がった状態となっており、雨漏りもしてございました。めくれ上がった防水層は、突風などで落下するおそれがあり、非常に危険で早急な改修が必要であります。また、旭が丘小学校は、第一・第二音楽室の空調機室外機が故障しましたが、基盤等の機材の生産が終了しているため修理ができず、取替えが必要となります。児童の学習環境の確保のためにも、早急な改修が必要でありますので、補正予算として計上するものでございます。教育政策課所管分の説明は、以上でございます。

(教育支援課長) 次に、教育支援課所管分について説明いたします。(項) 教育総務費、(目) 教育振興費「学校支援チーム事業費」として 53 万 6 千円を計上しております。背景・課題といたしまして、保護者や地域からの過剰な苦情や不当要求に対し、学校だけでは解決が難しい事案が増加しており、対応が深刻化、長期化し、教職員が病気休暇等の休職に追い込まれる事態が増加しており、その対応にあたる非常勤講師の確保にも苦慮している現状があります。こうした状況を少しでも改善するために様々な専門家と連携した行政支援がより一層必要となっております。近年は、保護者が弁護士を立てて、相談のみならず相手や学校に苦情を申し立てる例も多くなっており、こうした解決困難な事案に対し、教育委員会の顧問弁護士契約を行い、法的根拠を持って対応、解決を行うための組織的な支援体制の強化を図りたいと思います。想定される業務は、不当要求に関する学校対応の妥当性の相談、執拗な要求への管理職相談、問題解決に係る保護者相談、教職員研修や法教育等の出張授業、そして、保護者等との面談に弁護士が同席し、解決に向けた対応支援を行うことを想定しています。補正予算要求概要としましては、補正分は、歳出予算額が 53 万 6 千円で、学校問題解決支援委員会 1 回分の報償として 3 万 6 千円、弁護士との契約で顧問契約半年分として 30 万円、個別対応費用として 20 万円となっております。新たに拡充した取組により、必要な時に弁護士相談が可能となること、学校が法的根拠をもって対応で

きること、弁護士が関わることで事案の重大化を防げること、教職員の負担を軽減できること、教職員が弁護士から対応スキルやノウハウを学び教育活動に活かすことといった効果が期待されます。令和7年度以降につきましては、教職員の対応力の強化により、組織的対応が可能となるよう取り組んで行きたいと考えております。以上が教育支援課所管分の事業説明でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(松島委員) 「2 教育費補正額内訳」の「その他」1,053万2千円は、教職員の方の受益者負担分という解釈でよかったですでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 松島委員のおっしゃるとおりでございます、教職員の受益者負担分でございます。

(松島委員) 小学校費の2,941万2千円について、施設の維持管理に関して、屋上の防水シートの劣化等の内容であったと思います。特に、近年の夏は、猛暑が今まで以上に激しい状態であったりとか、ゲリラ豪雨であったり、気候が変わってきておりますので、施設の管理面や耐久性なども、劣化速度が早まるのではないかなと思っています。そういったところも踏まえて、今後、修繕の速度が早まれば、公費負担というのも当然増えてきますので、現状における施設の管理確認はどのようになっているのか、お聞かせいただければと思います。

(参事兼教育政策課長) 施設管理につきましては、鈴鹿市公共建築物個別施設計画のとおり計画的に実施しており、長寿命化改修などで屋根防水等もしているのですが、その期間を縮めてしまうと予算的な費用負担も発生してきます。令和9年度までの期間で公共建築物個別施設計画が策定されているのですが、今後は、松島委員が言われるような早いサイクルでの劣化等を考慮し、計画の変更や予算要求をしていきたいと考えております。

(松島委員) 私事になりますが、弊社でも施設をたくさん持っておりまして、建物の管理に要する経費というのは、経年劣化が進むにつれて増えてくるのですけれども、こまめに、現地の現場スタッフが巡回して確認していると、早期に懸念される点を発見することによって、自分達で直すことができたりすることもあります。それが少し期間をおいて見過ごしていたりすると、少し浮いていただけた状態の時点であれば、押さえて、均してやれば、コストゼロでできることが、剥がれてしまいますと張り替えなければいけないということで、コストがかかってしまいます。それほど時間を取るものではないので、現地の方が交替するなどして、施設内だけではなく、外回りの屋上をこまめに見るようなことも必要で

はないかと思しますので、その点も御考慮いただければと思います。

(参事兼教育政策課長) 今回、玉垣小学校におきましては、屋根の一部分ということで、もう少し延ばせるのではないかと判断していたのですが、剥がれてしまいましたので、課外工事担当課と相談し、定期的な見守りなどによりこのような形とならないように、事前に交換ができたらいと思いますので、検討していきたいと思います。

(教育長) 予防ができればよいのですが、予算面との折り合いで難しいところもあります。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2146 号「令和 6 年度鈴鹿市教育費第 2 号補正予算案について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2146 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2147 号「鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(学校教育課長) それでは、私からは議案第 2147 号「鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について」説明申し上げます。6 ページを御覧ください。今回の改正につきましては、鈴鹿市立合川小学校、天名小学校、郡山小学校の 3 校を、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止し、令和 8 年 4 月 1 日に鈴鹿市立「新たな小学校」を設置することに伴うものでございます。小学校 3 校の再編につきましては、「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」に基づき、令和 5 年 12 月に「天栄中学校区における学校再編計画」を策定し、現在、学校再編準備委員会において、具体的な検討を行っているところでございます。今後、鈴鹿市立「新たな小学校」の開校に向けて、円滑な移行準備を進めていくため、正式に、小学校 3 校を廃止し、鈴鹿市立「新たな小学校」を設置するに当たりまして、所要の改

正をしようとするものでございます。なお、本条例改正後は、鈴鹿市立「新たな小学校」の校名の募集を行い、改めて、鈴鹿市立「新たな小学校」の校名を決定する条例改正の議案を提出したいと考えております。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2147 号「鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2147 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「学校再編準備委員会の進捗状況について」をお願いいたします。

(参事兼教育政策課長) それでは、報告事項の 1 ページを御覧下さい。「学校再編準備委員会の進捗状況について」でございます。合川、天名、郡山の小学校 3 校による学校再編について、準備委員会の進捗状況を報告させていただきます。各専門部会の開催状況につきましては、総務部会、通学安全部会は、これまでに 2 回開催、PTA 部会、学校運営部会、跡施設利用検討部会については、これまでに 1 回開催をいたしました。そして 7 月 24 日には、第 1 回準備委員会代表者会議を開催いたしました。代表者会議は、各専門部会の代表者、全員で 12 名の方に出席していただき、各専門部会における検討項目についての結果を踏まえ、各専門部会間での情報共有や代表者委員からの意見を聴取することを目的としております。各部会の検討内容につきましては、これまでも定例会で報告をさせて頂いておりますので、新たに開催された部会や代表者会議の内容について報告をさせていただきます。

まず、(1) 総務部会でございますが、これまで校名選定について、基本的な考え方の確認や選定方法等について検討を行ってまいりました。校名候補については、公募による選定とし、児童生徒、その保護者、地域住民を対象とした募集を考えております。募集は、10 月 7 日から 11 月 6 日までの 1 か月程度を考えており、選定の審査については、総務部会で候補を審査した後、部会で子どもの意見も取り入れてほしいとの意見もあったことから、児童生徒の投票を行い、数点に絞り込んだ上で、最終、教育委員会において、校名候補案を決定する予定でございます。来月の定例会では、校名の募集要項などを提示させていただきたいと考えております。

続きまして、2 ページを御覧ください。(2) PTA 部会でございますが、PTA は、保

護者と学校関係者において組織されており、他の部会とは違い、教育委員会として決定をしていくものではございませんので、「新たな小学校」における新PTA組織の立ち上げに当たり、検討すべき項目等を事務局から提案し、各小学校のPTAにおいて、組織体制や活動等について、洗い出しを行うとともに、各小学校のPTAの繰越金、残金の処分等について検討を行っていただいております。代表者会議の委員からは、部会の委員だけでは全ての活動を把握している訳ではないので、各小学校の役員が集まって協議する事も必要との意見がございました。事務局といたしましても、今後、3校のPTA役員が集まって協議する機会も必要と考えており、各学校と相談しながら進めていきたいと考えております。

次に(3)通学・安全部会でございますが、スクールバスの運行基準の説明・確認を行い、「新たな小学校」のスクールバス利用対象者として、通学距離が2キロメートル以上を基準としながらも、地域事情を勘案し、バスの利用台数等にも影響がない事から、合川と天名小学校の全児童を対象として、運行ルートや乗降場所などを継続して検討しているところでございます。また、部会の開催以外に、運行ルートや乗降場所の現地確認等も行っており、保護者や地域の意見を伺いながら、さらに精査していきたいと考えております。そのほか、今後、運行体制について、バスの調達方法も含め、直営や委託などの運行体制を検討していきたいと考えております。

続きまして、4ページを御覧ください。(4)学校運営部会でございますが、3校の教職員を中心に、現在の天栄中学校区の小中連携に基づいた方針も踏まえ、各校の現状や課題、学校経営方針をもとに、検討を行っております。特色ある取組につきましては、合川小学校で培われてきた英語教育を取り入れ、日常的に英語に触れる事ができる環境づくりの検討などを行っております。

次に(5)跡施設利用検討部会でございますが、跡施設の利活用につきましては、今後、サウンディング型市場調査などを行いながら検討を行ってまいります。現在、学校教育以外で利用されている放課後児童クラブ、体育館や運動場の開放、災害時の避難所について、学校閉校後の方針を考えていく必要がございます。現在、各担当課への意向調査なども行っておりますが、令和8年4月以降も継続して利用する事も考えられます。学校再編後の跡地・跡施設の利活用については、地域のニーズを踏まえるとともに、中長期的な視点に立った活用方法を検討していく必要があると考えております。

続きまして、5ページを御覧ください。「2 今後の会議開催予定」でございますが、(4)学校運営部会につきましては、昨日、2回目を開催したところでございます。そのほかの部会につきましては、(1)総務部会、(2)PTA部会におきましては、それぞれ9月開催の予定日が決定しておりますが、(3)通学・安全部会につきましては、9月中に開催するための調整中、そして(5)跡施設利用検討部会につきましても、10月中に開催するための調整中でございます。「学校再編準備委員会の進捗状況について」の説明は、以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項2番目の「令和8年度以降の休日の学校部活動の在り方について」をお願いいたします。

(教育指導課長) それでは、「令和8年度以降の休日の学校部活動の在り方について」資料に沿って、説明申し上げます。それでは、6ページを御覧ください。6ページの「1 中体連の動向」にお示ししましたように、日本中学校体育連盟は、6月8日に令和9年度以降、9競技において全国大会を廃止する旨を発表しました。また、その他の競技においても、開催期間の短縮や参加者の削減等、大会規模を縮小するとしています。競技ごとの詳細につきましては、右にお示ししたとおりですが、大会運営を担う教員の負担が課題となっていたことによるもので、大会の規模縮小により教員の負担軽減や過熱指導の抑制につながることを期待されます。また、トップ選手をめざす生徒とスポーツを楽しむ生徒との層を住み分ける環境を整備する上で、大きな契機となるとの考え方もあります。

続きまして、下の2にお示ししました、本市の学校部活動における運動部活動の加入率ですが、年々段階的に減少していることがお分かりいただけます。その要因としまして、右に理由をお示ししましたが、任意加入制になったことやトップアスリートをめざして、学校外のクラブチームなどを拠点に活動している生徒が増加していることが考えられます。また、通塾や習い事により、時間が制約されることや練習量の多さから、体力面の課題を抱えたり、部員や顧問との人間関係に悩んだりする等、学校部活動に順応できず、中途退部してしまう生徒もいる現状があることから、個のニーズに応じた場を提供していくことが必要となります。

このように、令和9年度の中体連廃止や個別の居場所を提供することが必要であることを踏まえ、教育委員会事務局としましては、令和8年度に向けて、7ページでお示ししたように取り組んでまいります。では、7ページを御覧ください。まず、「1 部活動地域移行の目的」ですが、これまでお伝えしてきましたように、「地域の子どもは学校・家庭・地域で育てる」という考え方にに基づき実施していくこととなります。また、教職員以外の多様な主体が関わることにより、子どもの居場所が確保されることから、「2 地域スポーツ・文化活動の効果」にありますように、異世代間交流や人間関係が親密化する等、地域振興の一助となることを期待できます。次に、右の「3 モデル事業による検証」にお示ししましたように、地域移行の可否については、10月から実施するモデル事業において検討していきます。今年度と次年度のモデル事業の実施種目と種目数を記載しました。表下部の※印にも記載しましたが、ソフトテニスにおきましては、昨年度から実施しております。種目ごとに実施回数は異なりますが、今年度は、7種目にソフトテニス加えた8種目で実施する予定でしたが、公募状況により、今年度は、ソフトテニス、卓球、ハンドボール、ソフトボールの4種目で実施します。また、次年度は、今年度までの種目に5種目加えることを想定しています。

なお、「4 新たな地域スポーツ・文化活動の創設に向けて」でお示しましたように、創設に当たっては、運営主体、指導者及び会場の確保が必要となります。種目ごとに状況が異なるため、全種目一律移行するというわけにはいきません。例示しましたように、ソフトテニスにおきましては、こうした条件が揃っており、現時点では、新たな地域スポーツ・文化活動が展開できる種目の1つであると考えております。今後もこうした種目が増えてくれば、より多くの子どもの居場所を提供できることとなります。

最後になりますが、右下「5 令和8年10月」にお示したとおり、国の動向やモデル事業の実施を経て、令和8年10月以降の休日の学校部活動を廃止します。このことに伴い移行可能種目については、関係団体等により運営される新たな地域スポーツ・文化活動を展開していきます。なお、新たな地域スポーツ・文化活動を実施することができない種目については、同種目を実施する活動場所を紹介したり、関連するイベントへの参加を促したりする等の配慮してまいります。

最後に資料はございませんが、今後の取組について御説明申し上げます。まず、児童生徒や保護者など学校関係者への丁寧な説明が必要となります。対象者に正しい情報を伝え、理解を促すよう求めてまいります。その際、広報や文書による周知や必要に応じて説明会を開催するなど、あらゆる機会を捉えて発信してまいります。また、今後も継続してモデル事業を実施し、新たな地域スポーツ・文化活動の創設に対する助言を行うとともに、各競技団体等との折衝や大学を含む高等教育機関との連携に努めてまいります。なお、創設された際には、学校施設が自由に使用できるよう、学校施設開放制度や管理マニュアル等の作成を検討していきます。すべては、生徒自身意思に基づき、休日の過ごし方を決定することができ、充実した時間となることを見込まれます。また、同時に教員の負担感も軽減されることにより、教育課題となっている教員の働き方改革の一助となることも期待できます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(服部委員) 中体連の働きが新しく変わっていくということを最近のニュース、新聞や先ほどの課長の御説明を聞いて思いました。文科省も鈴鹿市も令和8年度を目途に、地域移行を進めていくということですが、教育指導課も大変であると思うのですが、これは令和8年度までに実現できるのでしょうか。

(教育指導課長) 今年度、来年度と実証事業をやっていくことで、どのようにやっていけばよいのか、できるのかということも踏まえて、実施しているところです。この実証事業を通じて、できるところから地域の方へ移行するということを検証していく予定ですので、各学校、保護者にも説明をしながら、令和8年の10月に向けて進めていく方向性であります。

(服部委員) 課長が言われたように、正しい情報を発信していくことはとても大切だと思っています。私たちも曖昧なところがあります。大学生で中学校、高校の先生を目指している方たちも、やっぱり働き方改革について、部活動に左右されるところであって、働き方改革の一助になって欲しいと思う子もいれば、部活の顧問も頑張りたいから中学校、高校の先生になりたいって思っている方たちがいるのも事実です。そういう希少な子たちもいるのですけれど、これから教師を目指す子ども、学生たちに対しても、やはり正しい情報、今の情報を伝えていくというのはすごく大事であり、世の中がどう動いているのかというのをいろんな場面で伝えていただくことが大事だなというふうに思っています。

それからもう1点ですが、これだけ大きなことを教育指導課だけで取り組んでいただくというのは、なかなか大変な部分もあると思います。現在も市長部局のスポーツ課と一緒に取り組まれていると思うのですが、今後もスポーツ課の協力を得ながらやっていかれるということでよろしいですね。部活動の地域移行は、大きなことなので、なかなか1つの課だけでは大変であると思います。

(教育指導課長) 部活動については子どもの数が減ってきているのに伴い、先生の数も減ってきていることや、学校で部活動がなかなか成り立っていかないということもあるのでそのあたりの正しい情報を伝えていかなければならないと思っています。地域移行のことについては、スポーツ課、文化振興課や地域協働課の方と、休日に子どもたちがどういう場所で過ごすことができるかという子どもの居場所づくりのために、どのようなことができるかということを4課で連携した会議を設けるなどして検討しているところです。

(服部委員) 令和8年度までの休日の学校部活動の地域移行は、大変なことであるとは思いますが、教員や子どもたちのために、引き続きよろしくお願いします。

(教育長) 国は、令和8年度までに休日の学校部活動を地域移行すると言っているのですが、国・県で統一して進めていくということではなく、各自治体で進めていかないといけないという状況であります。教員の中には、部活動を指導したいという者もいますので、休日は学校部活動外となりますが、兼職兼業という制度を活用して活動できるようにしていきたいと考えております。地域移行は大変なことではありますが、確実に進めていきたいと思しますので御協力をよろしくお願いします。

(下古谷委員) 特にこのモデル事業による検証において、色々な問題などを収集し、実際に進めていくために大切なことになろうかと思うので、しっかりとやっていただければと思います。資料3ページの「2 学校部活動(運動部)加入率」のところですが、表の中で、「比(③-①)」と書いてあるのですが、これは「差」のことでしょうか。

(教育指導課長) 委員のおっしゃるとおりです。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項3番目の「令和6年度鈴鹿市立幼稚園の修了証書授与式及び鈴鹿市立小中学校の卒業証書授与式について」をお願いいたします。

(教育指導課長) それでは、私からは報告事項の3番目「令和6年度鈴鹿市立幼稚園の修了証書授与式及び鈴鹿市立小中学校の卒業証書授与式」につきまして、説明申し上げます。8ページを御覧ください。公立幼稚園の修了証書授与式期日につきましては、令和7年3月24日(月)午前10時、会場は、各幼稚園となっております。小学校の卒業証書授与式期日は、令和7年3月19日(水)午前10時、会場は、各小学校となっております。中学校の卒業証書授与式期日は、令和7年3月6日(木)午前10時、会場は、各中学校となっております。なお、開式時刻につきましては、一部の幼稚園・小中学校で変更となる場合がございます。教育委員の皆様のご御参列につきましては、日程が近づきましたら、改めてお知らせいたします。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項4番目の「鈴鹿市子ども条例(仮称)の制定について」をお願いいたします。

(子ども政策課長) それでは、私からは報告事項の4番目「鈴鹿市子ども条例(仮称)の制定について」につきまして、説明申し上げます。9、10ページを御覧ください。子ども条例の制定につきましては、昨年9月に鈴鹿市子ども・子育て会議において検討部会を立ち上げ、子どもたちからの意見聴取の方法や条例に盛り込むことが望ましい事項などについて委員の皆様と協議を重ねてまいりました。そして、子どもや保護者、子ども支援関連団体からの意見の聞き取りを行い、様々な視点からの検討を続け、この度、骨子案を作成いたしました。それでは資料に沿って説明いたします。

まずは、「1 目的」についてですが、本条例は、子どもの健やかな育ちの推進に関し、基本理念を定め、子どもの大切な権利や、市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者の役割を明らかにするとともに、施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、子どもの権利が尊重され、全ての子どもが健やかに成長できるまちを実現することを目的としています。

次に、「2 背景」です。本市では平成24年に施行した鈴鹿市まちづくり基本条例に子どもの権利を明記し、鈴鹿市総合計画や鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画において、子どもの権利を尊重するための施策を積み重ね、具体的な取組を推進してきました。そのような中、家族形態の多様化や地域とのつながりの希薄化等の影響により、子育て家庭の孤立が進

み、子どもの居場所やヤングケアラーなどの新たな課題が生じ、また、先のコロナ禍においては、感染拡大防止の観点から日常生活を送る上で様々な制限が設けられ、家庭においては児童虐待や貧困といった問題が顕在化しました。子どもの権利に深く関わるこれらの課題の解決にあたっては、鈴鹿市における子どもの権利についての共通認識を明らかにし、子どもや子育て家庭への支援や子どもの権利保障に関する取組を、行政だけではなく地域社会全体で継続的に行っていく必要があります。条例の制定により、施策の方向性を明らかにし、その推進を普遍的なものとすることで、課題の解決を図ってまいります。

次に、「3 主な内容」ですが、こちらは条例の構成となり、骨子案もこれに合わせて作成しております。まずは、(1) 条例の目的、(2) 定義、(3) 基本理念、(4) 子どもの大切な権利、(5) 大人等の役割、(6) 施策・取組、(7) 計画・推進としています。「4 施行期日」ですが、令和7年4月1日としています。

最後に、「5 今後のスケジュール」の予定です。先月、行政経営会議を経て、条例骨子案の承認を得たところであり、今月には市議会全員協議会に諮ってまいります。その後、速やかにパブリックコメントを実施し、行政経営会議においてパブコメの結果協議を行った後は、条例案の作成に入ります。概ね11月までを予定しており、12月の条規審査会を経て、年が明けましたら、議案として市議会2月定例議会に提出する予定です。条例骨子案については、11から13ページのとおりとなりますので説明は割愛させていただきます。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(松寫委員) 骨子案の「5 大人等の役割」は5項目、「6 施策・取組」は6項目あるのですが、順番に何か重要度、優先度などで意図するところがあるのでしょうか。

(子ども政策課長) 「5 大人等の役割」のところで、1番に市の役割を持ってきておりますのは、行政側のこの条例に対する責任といいますか、重要性が高いというようなところで、1番目に持ってきております。その他につきましては、特に重要度などは関係なく、順次羅列しておる状況でございます。「6 施策・取組」につきましても、特に意識しておりますのは、「子どもの意見表明と参加の促進」を重要なところと考えますので、こちらを1番目に持ってきておりますが、その他につきましては、特に重要性というところでの順番ではございません。

(松寫委員) 意見としてですが、「5 大人等の役割」のところで、確かに市の重要性は、根源的なところであると思います。子どもを取り巻く環境の中で、現在、課題として一番大きくなってきているのは、やはり保護者の役割のところかなと感じる部分もあります。そういった意味においては、保護者または地域住民を先に持ってきて、市はそれを支えるサポ

ートするという意味合いで、4 番目、5 番目でもよいのではないかと感じました。

(笠井委員) 今回の条例の策定で市としての方向性が示されるのは、とても大事なことだと思います。条例ということですので、いわゆる子ども、保護者、地域住民と事業者まで結構幅広いところに目を向けた文章になっていると思うのですけれども、例えば、条例に適していない行動を取っていることがあった場合は、子ども政策部だけでは対処できないところも出てくると思うのですけど、そのあたりの連携などはいかがでしょうか。

(子ども政策課長) 本条例に関しましては、理念条例という形を取りますので、その違反者に対して罰則規定等はありません。条例に理念を定めまして、様々な施策は子ども・子育て支援事業計画や鈴鹿市総合計画などの計画を立てて実行していくところになっております。その中で様々な違反、例えば虐待などとかございましたら、これまでも担当課の方で取り組んでいるのですけれども、継続した取り組みを行っていくというように考えております。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「令和6年9月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和6年9月教育委員会定例会でございますが、令和6年9月17日(火)午後2時から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、令和6年9月教育委員会定例会を令和6年9月17日(火)午後2時から教育委員会室において、開催することにいたします。

(教育長) 以上をもちまして令和6年8月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

8月教育委員会定例会終了 午後2時48分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 松 嶋 康博